



不動産登記推進  
イメージキャラクター  
「トウキツネ」

# 三者合同！ 相続登記等無料相談

**予約不要！  
相談無料！**

令和6年4月1日から  
**相続登記が義務化されました！**



登記の専門家である

「司法書士」又は「土地家屋調査士」にお任せください！

## ＜秘密厳守＞

○相続登記等に関するご相談

◆遺産の相続

◆相続登記の手続等

○表示登記に関するご相談

◆相続した土地を分割したい

◆相続した建物が未登記だった

◆相続に備えて土地の境界をはっきりしておきたい

日時

毎月第3火曜日  
午後2時から午後4時まで

場所

水戸市北見町1番1号  
水戸地方法務局  
(不動産登記部門)

※最終受付は午後3時30分まで

【ご来場の皆様へのご願い】

- ・書類の書き方に関するご相談や、ご自身で作成した書類のチェックは、**本無料相談の「対象外」**です。
- ・ご自身で登記申請等を作成される場合には、法務局で実施している「**手続案内**」をご利用ください。

本相談は、「**先着順（事前予約は不要）**」です。

「相続登記等に関する相談」又は「表示登記に関する相談」のいずれかをお受けいたします。

（相談時間は30分です。）※午後3時30分までにご来庁ください。

主催：水戸地方法務局・茨城司法書士会・茨城土地家屋調査士会

【相続登記等に関する相談の問合せ先】

・茨城司法書士会 水戸市五軒町1-3-16

連絡先 029(224)5155 / 029(225)0111

事務取扱時間 9:00~12:00 / 13:00~17:00(平日のみ)

【表示登記に関する相談の問合せ先】

・茨城土地家屋調査士会 茨城県水戸市大足町1078-1

連絡先 029(259)7400(代)

事務取扱時間 9:00~12:00 / 13:00~17:00(平日のみ)

法務局

司法書士会

土地家屋  
調査士会



不動産登記推進  
イメージキャラクター  
「トウキツネ」

登記の専門家である

「司法書士」又は「土地家屋調査士」にお任せください!

※ 書類の書き方に関するご相談や、ご自身で作成した書類のチェックは、本無料相談の対象外です。

三者合同

# 相続登記等 無料相談

日時

令和7年1月21日(火)・2月18日(火)・3月18日(火)  
いずれも午後2時から午後4時まで(予約不要、先着順)  
※相談時間は30分です。

場所

水戸市北見町1番1号 水戸地方法務局1階

水戸地方法務局・茨城司法書士会・茨城土地家屋調査士会では、三者が連携して、相続登記等に関する司法書士・土地家屋調査士による無料相談を実施しています。

司法書士による相談では、遺産の相続や相続登記等の手続について相談することができます。

土地家屋調査士による相談では、相続した土地を分割したい、相続した建物が未登記だった等について相談することができます。

※ ご自身で登記申請等を作成される場合には、法務局で実施している「手続案内」をご利用ください。

主催：水戸地方法務局・茨城司法書士会・茨城土地家屋調査士会

【相続登記等に関する相談の問合せ先】

・茨城司法書士会 水戸市五軒町1-3-16  
連絡先 029(224)5155/029(225)0111  
事務取扱時間 9:00~12:00/13:00~17:00(平日のみ)

【表示登記に関する相談の問合せ先】

・茨城土地家屋調査士会 茨城県水戸市大足町1078-1  
連絡先 029(259)7400(代)  
事務取扱時間 9:00~12:00/13:00~17:00(平日のみ)